

知財総合支援窓口（知財総合支援窓口運營業務事業）における
相談対応者の募集について

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）では、中小企業等が企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動を円滑にできる体制を整備し、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うとともに、知的財産を活用していない中小企業等の知的財産マインドの発掘や特許情報等の提供・活用支援を行うため、47都道府県毎に、知的財産に関する相談を受け付け、その相談に係る課題の解決を支援する「知財総合支援窓口」を設置しています。

本事業は、INPITから請負事業として、一般社団法人沖縄県発明協会が実施する「2019年度知財総合支援窓口運營業務」において、相談対応者として、中小企業等の課題を的確に把握し、その課題解決に向けた支援を遂行する者として下記の通り募集いたします。

【募集内容】

1. 採用人数	1名
2. 勤務場所	一般社団法人沖縄県発明協会 〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター504号室
3. 業務内容	沖縄県内の中小企業等を対象に、経営課題等を知的財産の面から解決支援するため、下記の業務を行う。 （1）産業財産権制度に関する相談・指導 （2）出願手続等に関する指導・助言 （3）電子出願制度に関する指導・助言 （4）各種支援機関との連携による支援業務 （5）知財専門家と共働での課題解決に向けた支援業務 （6）中小企業等の知財ニーズの発掘・周知活動（企業訪問など） （7）その他、本事業実施における必要な業務
4. 雇用形態	契約職員
5. 雇用期間	2019年4月1日～2020年3月31日
6. 契約更新	2020年度以降は、一般社団法人沖縄県発明協会が実施事業者に選定された場合のみ契約更新とすることができるものとします。 また、更新の場合は、本人の業務能力、健康状態等を勘案し、更新することができるものとします。
7. 勤務形態	常勤（月～金）8時30分～17時15分（うち、休憩60分）
8. 勤務開始	2019年4月1日（月）
9. 給与	月額30万円～34万円（※資格・経験等により優遇）
10. 諸手当	通勤手当・時間外手当（※規程による） 上記の諸手当以外は支給いたしません。
11. 給与日	当月の月初から月末までの分を翌月10日に支給いたします。（支給日が、休日にあたる場合は10日の直前の平日が支給日となります。）

12. 社会保険	健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入
13. 休日・休暇	①休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、慰霊の日（6/23）、年末年始（12/29～1/3） ②休暇：年次有給休暇・夏期休暇（規程により付与）
14. 守秘義務	業務上知り得た内容については、在職中及び退職後においても守秘義務を負うものとします。
15. 応募資格	<p>相談対応者は、知的財産に関する知識・スキル及び企業等における経験を有すると共に、支援窓口において信頼を得るために高いコミュニケーション能力を有することが不可欠です。これらを踏まえ、下記の要件を満たすことを条件とします。</p> <p>（1）大学卒業以上で、以下の知識・経験を有する者。</p> <p>（2）企業や支援機関等において、知的財産に関わる部署に従事した実務経験を5年以上有する又は、知的財産に関する知識を有し（知的財産管理技能士1級若しくは2級、又は弁理士試験合格者）、知的財産に関わる部署に従事した実務経験を3年以上有すること。</p> <p>（3）知財専門家や支援機関の担当者と適切にコミュニケーションを取りつつ、知財専門家や支援機関との連携など支援全体のマネジメントができる能力を有すること。</p> <p>（4）知的財産権制度及び中小企業等の支援策に関し豊富な知見を有する者。</p> <p>（5）地方自治体、企業等においてもものづくりにおける調査・研究、技術開発設計、製造等のものづくり経験を有している者。</p> <p>（6）その他、本事業を担う者として沖縄県発明協会会長が適切であると認めた者。</p>
16. 応募方法	希望者は、履歴書（写真貼付）に必要事項を記載し、職務経歴書を添えて下記連絡先に郵送又は持参して下さい。また、履歴書の表面に「履歴書在中」と朱書して下さい。
17. 応募締切	2019年3月7日（木） 午後5時必着
18. 連絡先 （郵送先）	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター5階504号室 一般社団法人沖縄県発明協会（担当：仲本） TEL：098-859-2810 FAX：098-859-2811
19. 選考方法	①書類選考（書類選考により面接者を決定します） ②面接選考（面接終了後に採用可否を決定します）
20. 採用決定	選考の結果を踏まえ、採用候補者の最終意思を確認の上、採用を決定し通知を行います。